



愛媛県大規模小売店舗立地審議会の開催について

標記審議会を、次のとおり開催（全部公開）します。

記

- 1 開催日時 令和8年5月19日（火）10：00～12：00
- 2 開催場所 愛媛県庁第二別館 10階 1004会議室（松山市一番町四丁目4-2）
- 3 議 題
 - (1) 届出案件についての審議
[新設届出] 2件
 - ・スーパー日東土居田店（松山市）
 - ・mac 桜井店（今治市）
 - (2) 次回以降の審議案件の概要等
 - (3) フォローアップ調査について
- 4 傍 聴
 - (1) 傍聴の定員 10人
 - (2) 傍聴の申込方法等
 - ・傍聴を希望される方は、令和8年5月12日（火）午後5時までに、電話又はFAXにより、傍聴を希望する審議会の名称（愛媛県大規模小売店舗立地審議会）並びに傍聴希望者の氏名、住所及び連絡先（電話又はFAXの番号）を審議会の事務局（経営支援課商業・商工団体グループ）に連絡してください。
(傍聴希望者は、1回の申込みにつき1名のみとします。)
 - ・申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ・傍聴することができる方には、令和8年5月18日（月）午後5時までに審議会の事務局から電話又はFAXによりその旨を通知します。
 - (3) 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

[問合せ先及び傍聴申込み先（審議会事務局）]

愛媛県 経済労働部産業支援局 経営支援課 商業・商工団体グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
電 話 089-941-2111（PHS内線2464）
FAX 089-912-2479

傍 聴 要 領

愛媛県大規模小売店舗立地審議会

1 会議における受付

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和8年5月19日（火）10時00分までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始時刻 09時45分）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場していただく場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明し、又は威圧的行為等をしないこと。
- (2) 会場において、事務局から提供されたもの以外の飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の運営の妨げとなる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

会議を傍聴する方は、事務局の職員の指示に従ってください。